

# 「慰安婦」問題を知ろう

(出典) [アクティブ・ミュージアム 女たちの戦争と平和資料館](#)

## 国連勧告

### 条約機関の勧告

1994年以降、日本が批准している各国連人権条約の履行状況を審査する条約機関では、その最終所見において「慰安婦」問題が取り上げられてきました。

以下は、各条約機関における「慰安婦」問題関連部分の抜粋です。

---

#### 自由権規約（市民的政治的権利に関する国際規約）委員会 最終所見 2008年 (CCPR/C/JPN/CO/5)

委員会は、当該締約国が第二次世界大戦中の「慰安婦」制度の責任をいまだ受け入れていないこと、加害者が訴追されていないこと、被害者に提供された補償は公的資金ではなく私的な寄付によってまかなわれており不十分であること、「慰安婦」問題に関する記述を含む歴史教科書がほとんどないこと、そして幾人かの政治家およびマスメディアが被害者の名誉を傷つけあるいはこの事件を否定し続けていることに、懸念をもって注目する。(22) (第7、8条)

当該締約国は「慰安婦」制度について法的責任を受け入れ、大半の被害者に受け入れられかつ尊厳を回復するような方法で無条件に謝罪し、存命の加害者を訴追し、すべての生存者(survivors)に権利の問題として十分な補償をするための迅速かつ効果的な立法・行政上の措置をとり、この問題について生徒および一般公衆を教育し、被害者の名誉を傷つけあるいはこの事件を否定するいかなる企てをも反駁し制裁すべきである。

---

#### 社会権規約（経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約）委員会 最終所見 2001年 (E/C.12/1/Add.67)

##### 主な懸念される問題 (C)

当委員会は、アジア女性基金による戦時中の「慰安婦」への補償の申し出に対して懸念を有している。この基金は民間資金を中心とし、対象となる女性にとって十分な補償とは考えられない。(26)

当委員会は、日本が「慰安婦」を代表する組織との間で、遅きに失しないうちに犠牲者の期待に添う補償方法について十分な協議を行うよう強く勧告する。(53)

2013年 (E/C.12/JPN/CO/3)

### 主な懸念事項および勧告 (C)

委員会は、「慰安婦」が被った搾取が経済的、社会的及び文化的権利の享受及び補償の権利にもたらす長きにわたる否定的な影響に懸念を表明する。(26) (第3条、第11条)。

委員会は、締約国に対し、搾取がもたらす長きにわたる影響に対処し、「慰安婦」が経済的、社会的及び文化的権利の享受を保障するためのあらゆる必要な措置をとることを勧告する。また、委員会は、締約国に対して、彼女らをおとしめるヘイトスピーチ及びその他の示威運動を防止するために、「慰安婦」が被った搾取について公衆を教育することを勧告する。

---

## 女性差別撤廃委員会 最終所見

1994年 (A/50/38)

委員会は、日本の報告が他のアジアの諸国からの女性に対する性的搾取及び第二次世界大戦中の女性に対する性的搾取に関する問題を真剣に反映していないことにつき失望の意を表明した。(633) (以下略)

[略]・・・委員会は、また、日本政府に対し、これらの最近の問題及び戦争に関連する犯罪を取り扱うため具体的かつ効果的な措置をとること及びその措置につき次回の報告で委員会に報告することを勧奨する。(635)

2003年 (A/58/38)

[略]・・・いわゆる「従軍慰安婦」の問題に関しては、第2回・3回報告の審議以前、以後にとられた措置について、締約国が提供した包括的な情報を評価しつつ、委員会は、この問題についての懸念が継続していることに留意する。(361)

[略]・・・委員会は、締約国がいわゆる「従軍慰安婦」問題を最終的に解決するための方策を見出す努力を行うことを勧告する。(362)

2009年 (CEDAW/C/JPN/CO/6)

### 【女性に対する暴力】

委員会は、「慰安婦」の状況について締約国がいくつかの措置をとったことには留意するが、第二次世界大戦中に被害を受けた「慰安婦」の状況について、締約国が永続的な解決を見出していないことを残念に思うとともに、学校の教科書からこの問題に関する記述が削除されたことに

懸念を表明する。(37)

委員会は、「慰安婦」の状況について、被害者への補償、加害者処罰、公衆に対するこれらの犯罪に関する教育を含む、永続的な解決を見出す努力を締約国が緊急に行うべきとの勧告を改めて表明する。(38)

## 拷問禁止委員会 最終所見

2007年 (CAT/C/JPN/CO/1)

【時効】委員会は拷問と虐待同然の行為に時効が適用可能であることを懸念する。委員会は拷問と虐待同然の行為に対する時効でこれらの犯罪の捜査、起訴そして処罰が妨げられるのではないかと懸念する。特に、委員会は、時効に関連する理由で、第二次世界大戦中に軍性奴隷被害者(いわゆる「慰安婦」)によって起こされた訴訟が棄却されたことを残念に思う。(12)

拷問と虐待を構成する行為は、拷問の企ておよび拷問に共謀するいかなるものの行為を含めて、時間の制限なしで、調査し、起訴し、罰することができるように、締約国は自国の時効に関する規則・規定を調査し、条約に基づく義務と一致させるべきである。

委員会は、特に第二次世界大戦中の日本軍による性奴隷行為の生存者を含む性暴力の被害者への不十分な救済策と、性暴力やジェンダーに基づいた条約違反を防ぐために有効な教育その他の対策を取ることを怠っていることを懸念する。戦時虐待の生存者は締約国代表によって「不治の傷」を負ったと認められてはいても、締約国による事実の否定、事実の隠蔽や不開示、拷問行為に刑事責任を負うものの不起訴、および被害者と生存者に適切なリハビリテーションを提供しないことなどによって、虐待や再度の心的外傷を継続的に経験している。(23)

委員会は、教育(条約第10条)および救済策(条約第14条)の両方がそれ自身、条約に基づく締約国の義務であり、さらなる侵害を予防する手段であると考えます。繰り返される公式否認、不起訴、および適切なリハビリテーションを提供しないことなどすべてが、教育や救済策を通じて拷問と虐待を防ぐという条約に基づく義務についての日本の不履行を構成している。委員会は、締約国が性別とジェンダーに基づく差別の根源に取り組む教育を実施するための手段を取り、不処罰防止手段を含む被害者のリハビリテーションの手段を提供するように勧告する。

2013年

第二次世界大戦中の日本軍性奴隷制の慣行の被害者、いわゆる「慰安婦」に対して行われた虐待

を認めるためにとられた諸手段に関して日本政府から提供された情報にもかかわらず、委員会は  
この問題に対処するに当たり、締約国が、特に以下について本条約に基づく責務を果たすのを怠  
っていることに、深い懸念を持ち続けている（条約第1条、第2条、第4条、第10条、第14  
条、16条）。

- (a) 適正な救済とリハビリテーションを被害者に提供するのを怠ったこと。委員会は、公的資金  
ではなく民間の募金による財政で賄った賠償が、不十分かつ不適切であったことを遺憾とする。
- (b) 拷問のこのような行為の加害者を訴追し、裁きの場に立たせて刑を受けさせるのを怠ったこ  
と。委員会は、拷問の効果が本質的に継続的である点に鑑み、被害者が受けるべき救済、賠償、  
リハビリテーションを奪うため、時効は適用されるべきでないことを想起する。
- (c) 関連の諸事実および資料の隠ぺい、または公開を怠ったこと
- (d) 複数の国会議員を含む国および地方の、高い地位の公人や政治家による、事実の公的な否定  
や被害者に再び心的外傷を負わせることが継続していること
- (e) とりわけ歴史教科書でこの問題に関する記述が減少していることにみられるように、ジェン  
ダーに基づく条約違反を防止するための効果的な教育的施策を実施するのを怠ったこと
- (f) 本委員会の勧告や、その他の多くの国連人権機関、とりわけ自由権規約委員会、女性差別撤  
廃委員会、社会権規約委員会、人権理事会から委任を受けた複数の特別手続などによる諸勧告と  
類似のものであるところの、この問題に関連してUPR（国連「普遍的定期的審査」）の文脈でな  
された複数の勧告を、締約国が拒絶（A/HRC/22/14/Add.1, paras.147.145 et seq.）しているこ  
と。

**本委員会一般勧告第3号を想起しつつ、本委員会は締約国に対し、即時かつ効果的な立法的およ  
び行政的措置をとり、「慰安婦」の諸問題について被害者中心の解決策をとるよう強く求める。**

特に：

- (a) 性奴隷制の諸犯罪について法的責任を公に認め、加害者を訴追し、適切な刑をもって処罰す  
ること
- (b) 政府当局者や公的な人物による事実の否定、およびそのような繰り返される否定によって被  
害者に再び心的外傷を与える動きに反駁すること
- (c) 関連する資料を公開し、事実を徹底的に調査すること
- (d) 被害者の救済を受ける権利を確認し、それに基づき、賠償、満足、できる限り十分なりハビ  
リテーションを行うための手段を含む十全で効果的な救済と補償を行うこと
- (e) 本条約の下での締約国の責務に対するさらなる侵害がなされないよう予防する手段として、  
この問題について公衆を教育し、あらゆる歴史教科書にこれらの事件を含めること。